

生活扶助基準の見直しに伴う就学援助制度への影響等

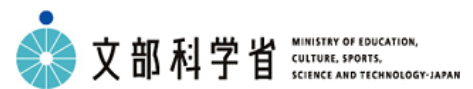
「平成26年度における就学援助実施状況調査」(一部前倒し調査)結果(速報版)

－地方単独事業である準要保護者に対する就学援助の認定基準について－

本調査を実施することにより、生活扶助基準の見直しに伴う各自治体における準要保護に係る認定基準の運用等について把握する。

具体的には、従来実施している就学援助実施状況調査の内容の一部を前倒し、平成26年度の準要保護に係る認定基準の設定状況等について平成26年4月に各都道府県教育委員会を通じ、市町村教育委員会等(1,768教育委員会等)に対して、調査を実施。

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
(平成26年6月)



平成26年度準要保護に係る認定基準等の状況

【調査自治体数1,768自治体】

【主な基準】

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ➤ 生活保護法に基づく保護の停止または廃止 | 1,352自治体(76.5%) |
| ➤ 児童扶養手当の支給 | 1,311自治体(74.2%) |
| ➤ 市町村民税の非課税 | 1,300自治体(73.5%) |
| ➤ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの | 1,203自治体(68.0%) |

※一般的に自治体は複数の認定基準を併用。

※パーセンテージは、調査回答自治体数(1,768自治体)に対する割合。

生活扶助基準の見直しに伴う影響が生じていない自治体数 1,697自治体
(96.0%)

- | | |
|--|----------|
| ◆ 生活保護の基準額を認定基準として使用していない自治体 | 565自治体 |
| ◆ 係数を上げる、前年度の生活保護基準額を使用して認定する、など影響が出ないように対応している自治体 | 1,117自治体 |
| ◆ 実質的に影響の出ないような対応、あるいは対象者がいない自治体 | 15自治体 |

生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応を直接的には行っていないと回答した71自治体(4.0%)については、経済的に困窮している児童生徒に対する取組(影響への対応を検討中のものを含む)などの対応を実施しており、様々な義務教育段階の子供の貧困対策が行われている。

生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応を直接的には行っていないと回答した自治体のうち、実質的に影響の出ないような対応等実施している自治体の状況 <「自由記述欄」より> 15自治体(0.8%)

区 分	自 治 体 名
生活扶助基準の見直し以前から、前年度当初の生活保護基準額に一定の係数を掛けるなど、実質的に生活扶助基準の見直しの影響への対応をしていると回答 6自治体	【埼玉県】白岡市、【神奈川県】伊勢原市、【静岡県】長泉町、【兵庫県】神戸市、加古川市、三田市
対象者がいないと回答 9自治体	【北海道】占冠村、鹿追町、【神奈川県】真鶴町、【新潟県】湯沢町、【岐阜県】可児市、本巣市、【愛知県】南知多町、【奈良県】明日香村、【愛媛県】鬼北町

※自由記述の内容に基づき文部科学省が便宜的に分類したものである。

生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応を直接的には行っていないと回答した自治体のうち、影響への対応を検討中である場合も含め、経済的に困窮している児童生徒に対する取組を実施している自治体の状況 71自治体(4.0%)

①検討中やその他の取組を実施している自治体<「自由記述欄」より>

27自治体(1.5%)

区 分	自 治 体 名
現在検討中又は今後対象者が生じた場合に検討すると回答 10自治体	【北海道】白老町、【岐阜県】川辺町、【京都府】京田辺市、【兵庫県】高砂市、養父市、【奈良県】平群町、【鳥取県】智頭町、【福岡県】川崎町、赤村、【佐賀県】玄海町
従来から就学援助制度を充実している、就学援助単価の増額等の制度の充実を行っているとは回答 6自治体	【北海道】根室市、遠軽町、厚真町、羅臼町、【茨城県】牛久市、【奈良県】山添村
子ども医療費助成制度による支援等を行っているとは回答 11自治体	【福島県】塙町、【神奈川県】大和市、愛川町、【岐阜県】郡上市、【愛知県】常滑市、【大阪府】寝屋川市、大東市、大阪狭山市、【兵庫県】小野市、【沖縄県】与那原町、南風原町

※自由記述の内容に基づき文部科学省が便宜的に分類したものである。

② 就学援助制度以外の、経済的に困窮している児童生徒に対する取組を実施している自治体<「アンケート調査」の回答より>(複数回答) 44自治体(2.5%)

区 分	自 治 体 名
スクールソーシャルワーカーを活用した取組を行っている(例えば、経済的支援について情報提供している等) 18自治体	【福島県】田村市, 会津美里町, 泉崎村, 矢吹町, 新地町, 【神奈川県】横浜市, 【富山県】富山市, 【滋賀県】大津市, 【山口県】下関市, 【福岡県】田川市, 新宮町, 粕屋町, 添田町, 糸田町, 【長崎県】松浦市, 佐々町, 【沖縄県】宜野湾市, 宮古島市
スクールソーシャルワーカー以外の市町村が独自に配置している外部人材と連携した取組を行っている(例えば、経済的支援について情報提供している等) 3自治体	【福島県】矢吹町, 【神奈川県】小田原市, 【沖縄県】宜野湾市
例えば、経済的支援についての情報提供が可能となるよう、貧困対策に関する教育委員会事務局職員, 教員, 事務職員等の資質の向上を目的とした研修等を実施している 2自治体	【福島県】泉崎村, 【大阪府】松原市
福祉事務所又は市町村の福祉担当部局あるいは要保護児童対策等地域協議会等と連携した取組を行っている(例えば、経済的支援について情報提供している等) 17自治体	【福島県】泉崎村, 矢吹町, 【茨城県】行方市, 【東京都】中野区, 【神奈川県】小田原市, 【新潟県】出雲崎町, 【愛知県】美浜町, 【三重県】川越町, 【京都府】京丹波町, 【大阪府】泉大津市, 高石市, 【山口県】下関市, 【福岡県】新宮町, 大任町, 【長崎県】平戸市, 佐々町, 【沖縄県】宮古島市
福祉事務所又は市町村の福祉担当部局あるいは要保護児童対策等地域協議会等と連携し, 学習支援など貧困対策事業を別途実施している 5自治体	【神奈川県】横浜市, 【滋賀県】大津市, 【大阪府】泉南市, 【福岡県】飯塚市, 【沖縄県】宜野湾市
教育委員会として, 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施している(特別支援教育就学奨励事業, へき地児童生徒援助費等を除く) 8自治体	【北海道】三笠市, 上砂川町, 月形町, 【茨城県】河内町, 【神奈川県】松田町, 【大阪府】高槻市, 【長崎県】佐世保市, 松浦市
その他 6自治体	【北海道】赤平市, 【神奈川県】相模原市, 南足柄市, 【福岡県】芦屋町, 【佐賀県】上峰町, 【長崎県】松浦市

「平成26年度における就学援助実施状況調査」（一部前倒し調査）結果（速報版）

1. 調査内容

本調査を実施することにより、生活扶助基準の見直しに伴う各自治体における準要保護に係る認定基準の運用等について把握する。

具体的には、従来実施している就学援助実施状況調査の内容の一部を前倒し、平成26年度の準要保護に係る認定基準の設定状況等について平成26年4月に各都道府県教育委員会を通じ、市町村教育委員会等（1,768教育委員会等）に対して、調査を実施。

2. 調査結果

①平成26年度準要保護の認定基準の概要（別紙1-1参照）

多くの自治体で運用している認定基準は、「生活保護法に基づく保護の停止または廃止」、「児童扶養手当の支給」、「市町村民税の非課税」、「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」であり、一般的に複数の認定基準を併用している。

なお、「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」の認定基準を運用する自治体は、1,203自治体（68.0%）である。

【問A】主な準要保護の認定基準

認定基準	26年度 (自治体数・割合)
生活保護法に基づく保護の停止または廃止	1,352(76.5%)
児童扶養手当の支給	1,311(74.2%)
市町村民税の非課税	1,300(73.5%)
生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの	1,203(68.0%)

【注】パーセンテージは、調査回答自治体数(H26：1,768自治体)に対する割合。

②認定基準に「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」を使用している自治体の状況 (別紙1-2参照)

①のうち、「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」を使用している自治体について、以下の質問を行った。

【問B】生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）

（問B-1）生活扶助基準の見直しに関連して係数を見直したか。

自動的に要件が変わる自治体	912(51.6%)
うち係数を維持している自治体	815(46.1%)
うち係数を上げた自治体	50(2.8%)

うちその他の自治体	47(2.7%)
-----------	-----------

(問B-2) (問B-1) において「係数を維持」と回答した場合に、平成25年度当初に準要保護者として就学援助を受けていた者については引き続き対象とするなど、国の要保護者に対する取組と同様に、就学援助制度において、「生活扶助基準の見直し」による影響が出ないような対応を行っているか。

係数を維持している自治体	815(46.1%)
うち影響が出ないよう対応している自治体	737(41.7%)
うち影響が出ないよう対応していない自治体	78(4.4%)

(問B-3) (問B-2) において「行っている」と回答した場合に、行っている取組の内容(主たるもの)(複数回答)

影響が出ないよう対応している自治体	737(41.7%)
ア) うち当該世帯が他の認定基準(児童扶養手当の受給、市町村民税非課税等)に該当するかを確認し認定する自治体	125(7.1%)
イ) うち認定基準のみに依らず、学校や教育委員会で当該世帯の家計等の状況を個別に判断し認定する自治体	114(6.4%)
ウ) うち25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえ認定する自治体	318(18.0%)
エ) うち特別な事情のある世帯については、別の生活保護の基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定する自治体	3(0.2%)
オ) うちその他の取組を実施している自治体	241(13.6%)

(問B-4) (問B-2) において「行っていない」と回答した場合に、就学援助制度のほかに、経済的に困窮している児童生徒に対して、市町村として取り組んでいる場合の取組の内容(複数回答)(問C-4と併せて、別紙2参照)

影響が出ないよう対応していない自治体	78(4.4%)
ア) うちスクールソーシャルワーカーを活用した取組を行っている(例えば、経済的支援について情報提供している等)自治体	17(1.0%)
イ) うちスクールソーシャルワーカー以外の市町村が独自に配置している外部人材と連携した取組を行っている(例えば、経済的支援について情報提供している等)自治体	3(0.2%)
ウ) うち例えば、経済的支援についての情報提供が可能となるよう、貧困対策に関する教育委員会事務局職員、教員、事務職員等の資質の向上を目的とした研修等を実施している自治体	2(0.1%)
エ) うち福祉事務所又は市町村の福祉担当部局あるいは要保護児童対策等地域協議会等と連携した取組を行っている(例えば、経済的支援について情報提供している等)自治体	17(1.0%)

オ) うち福祉事務所又は市町村の福祉担当部局あるいは要保護児童対策等地域協議会等と連携し、学習支援など貧困対策事業を別途実施している自治体	3(0.2%)
カ) うち教育委員会として、就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施している(特別支援教育就学奨励事業、へき地児童生徒援助費等を除く)自治体	7(0.4%)
キ) うちその他の取組を実施している自治体	6(0.3%)
上記アンケート欄に回答のない自治体(【D】欄の自由記述の記載を参照)	37(2.1%)

【問C】 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円),1.5倍(455万円)等)

(問C-1) 生活扶助基準の見直しに関連して認定基準額を下げたか。

認定基準額を定めている自治体	291(16.5%)
うち基準額を下げた自治体	34(1.9%)
うち基準額を下げていない自治体	257(14.5%)

(問C-2) (問C-1)において基準額を下げたと回答した場合に、平成25年度当初に準要保護者として就学援助を受けていた者については引き続き対象とするなど、国の要保護者に対する取組と同様に、就学援助制度において、「生活扶助基準の見直し」による影響が出ないような対応を行っているか。

基準額を下げた自治体	34(1.9%)
うち影響が出ないよう対応している自治体	26(1.5%)
うち影響が出ないよう対応していない自治体	8(0.5%)

(問C-3) (問C-2)において「行っている」と回答した場合に、行っている取組の内容(主たるもの)(複数回答)

影響が出ないよう対応している自治体	26(1.5%)
ア) うち当該世帯が他の認定基準(児童扶養手当の受給,市町村民税非課税等)に該当するかを確認し認定する自治体	3(0.2%)
イ) うち認定基準のみに依らず,学校や教育委員会で当該世帯の家計等の状況を個別に判断し認定する自治体	9(0.5%)
ウ) うち25年度に対象であった世帯等については,25年8月以前の基準を踏まえ認定する自治体	12(0.7%)
エ) うち特別な事情のある世帯については,別の生活保護の基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定する自治体	1(0.1%)
オ) うちその他の取組を実施している自治体	5(0.3%)

(問C-4) (問C-2) において「行っていない」と回答した場合に、就学援助制度のほかに、経済的に困窮している児童生徒に対して、市町村として取り組んでいる場合の取組の内容（複数回答）(問B-4と併せて別紙2参照)

影響が出ないよう対応していない自治体	8(0.5%)
ア) うちスクールソーシャルワーカーを活用した取組を行っている(例えば、経済的支援について情報提供している等)自治体	1(0.1%)
イ) うちスクールソーシャルワーカー以外の市町村が独自に配置している外部人材と連携した取組を行っている(例えば、経済的支援について情報提供している等)自治体	0(0.0%)
ウ) うち例えば、経済的支援についての情報提供が可能となるよう、貧困対策に関する教育委員会事務局職員、教員、事務職員等の資質の向上を目的とした研修等を実施している自治体	0(0.0%)
エ) うち福祉事務所又は市町村の福祉担当部局あるいは要保護児童対策等地域協議会等と連携した取組を行っている(例えば、経済的支援について情報提供している等)自治体	0(0.0%)
オ) うち福祉事務所又は市町村の福祉担当部局あるいは要保護児童対策等地域協議会等と連携し、学習支援など貧困対策事業を別途実施している自治体	2(0.1%)
カ) うち教育委員会として、就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業を実施している(特別支援教育就学奨励事業、へき地児童生徒援助費等を除く)自治体	1(0.1%)
キ) うちその他の取組を実施している自治体	0(0.0%)
上記アンケート欄に回答のない自治体(【D】欄の自由記述の記載を参照)	5(0.3%)

【問D】 生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応を直接的には行っていないと回答した自治体において、「生活扶助基準の見直し」への実質的な対応や(問B-4)、(問C-4)以外の子供の貧困対策の推進に資するような家庭教育費負担軽減や子育て支援策等を実施している自治体の自由記述欄の記載(別紙3参照)

生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応を直接的には行っていないと回答した自治体のうちアンケート欄に回答がなく自由記述欄に記載のある自治体	42(2.4%)
うち生活扶助基準の見直し以前から、前年度当初の生活保護基準額に一定の係数を掛けるなど、実質的に生活扶助基準の見直しの影響への対応をしていると回答した自治体	6(0.3%)
うち対象者がいないと回答した自治体	9(0.5%)
うち現在検討中又は今後対象者が生じた場合に検討すると回答した自治体	10(0.6%)
うち従来から就学援助制度を充実している、あるいは就学援助単価の増額等の制度の充実を行っている自治体	6(0.4%)

うち子ども医療費助成制度による支援等を行っている自治体	11(0.6%)
-----------------------------	----------

【注】上記の区分は自由記述の内容に基づき文部科学省が便宜的に分類したものである。

3. 調査結果（総括）

生活扶助基準の見直しに伴う就学援助制度への影響について、本調査結果を見ると以下のような状況である。

- ①平成26年度準要保護の認定基準を見ると、「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」を基準として使用していない自治体は、565自治体（32.0%）である。【問A】
- ②係数を上げる、前年度の生活保護基準額を使用して認定する、など影響が出ないよう対応している自治体は、1,117自治体（63.2%）である。【問B-1, 問B-3, 問C-1, 問C-3】
- ③実質的に影響の出ないような対応、あるいは対象者がいない自治体は、15自治体（0.8%）である。

【問D】

したがって、**生活扶助基準の見直しに伴う影響が生じていない自治体数は1,697自治体（96.0%）**である。

また、生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応を直接的には行っていないと回答した自治体においては、

- ①就学援助制度のほかに経済的に困窮している児童生徒に対する取組を行っている自治体数は44自治体（2.5%）である。【問B-4, 問C-4】
- ②対応を検討中である、その他の子育て支援策を行っているなどと回答した自治体は27自治体（1.5%）である。【問D】

したがって、これら**71自治体（4.0%）**については、**経済的に困窮している児童生徒に対する取組などの対応を実施しており、様々な義務教育段階の子供の貧困対策**が行われている。

（参考）生活扶助基準の見直しに伴う就学援助制度への影響に係るこれまでの取組

- 生活扶助基準については、その適正化の観点から、平成25年8月1日から3年程度かけて段階的に新たな基準に見直しを行うこととしており、生活扶助基準の見直しについては、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、平成25年2月5日に全閣僚で対応方針を確認している。
- 就学援助については、生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響についての政府の対応方針を踏まえ、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者については、引き続き要保護者として国庫補助の対象とすることとしている。平成26年度予算においても、平成25年度と同様に、従来ベースの事業実施に必要な予算を措置している。
- また、地方単独事業である準要保護者に対する就学援助についても、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断いただくよう、平成25年5月17日付けで通知するとともに、同年9月4日付け通知、平成26年2月26日付け通知で依頼してきている。

(平成26年6月文部科学省まとめ)

平成26年度就学援助実施状況等調査結果(速報版)

都道府県名	問A 準要保護の認定基準(複数回答)																		
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ
北海道	179	137	135	126	135	138	96	74	120	126	83	81	94	99	143	22	1	0	25
青森県	41	36	28	29	28	35	15	16	16	16	18	24	21	28	11	5	0	1	13
岩手県	33	20	17	15	14	23	10	7	13	15	10	7	13	4	21	8	0	0	16
宮城県	35	30	21	25	24	31	8	5	17	20	11	8	12	20	17	2	0	2	13
秋田県	25	17	15	14	14	13	16	6	11	12	8	5	7	6	19	2	0	0	5
山形県	35	29	24	23	24	30	20	20	20	21	21	19	19	19	22	4	0	0	13
福島県	59	51	48	47	47	53	21	24	34	40	28	26	36	22	17	10	1	1	14
茨城県	44	34	34	31	29	32	35	16	11	26	29	20	16	20	22	2	0	0	7
栃木県	25	20	19	15	19	21	12	10	16	17	12	8	14	12	15	4	0	0	8
群馬県	35	30	27	25	27	31	18	14	25	26	21	15	23	17	9	6	0	0	10
埼玉県	63	47	49	43	42	50	24	19	36	39	22	20	23	27	41	12	0	0	17
千葉県	55	38	34	31	29	32	35	15	9	25	29	22	10	22	37	10	0	0	11
東京都	62	46	29	25	27	35	10	3	22	21	5	1	6	16	49	6	0	0	20
神奈川県	33	24	20	20	20	23	6	5	15	17	9	8	10	15	20	11	0	0	5
新潟県	30	26	27	26	21	22	9	9	20	21	12	10	10	20	16	8	0	0	10
富山県	15	10	8	7	8	10	3	5	6	6	6	5	6	4	2	3	0	0	8
石川県	19	13	11	12	12	14	9	5	11	12	5	5	5	9	14	2	0	0	3
福井県	17	10	12	8	5	10	2	2	4	4	4	3	6	6	5	1	1	0	9
山梨県	28	26	24	23	22	24	6	5	14	19	9	7	11	10	10	4	1	0	13
長野県	83	78	80	72	69	73	80	65	66	65	69	71	75	59	29	7	0	0	33
岐阜県	46	31	36	29	29	32	37	24	23	24	19	16	29	21	15	10	0	0	9
静岡県	37	30	29	27	29	31	20	20	21	20	19	20	19	23	16	18	6	0	14
愛知県	54	47	42	44	43	44	45	34	18	38	39	21	17	23	33	28	11	0	14
三重県	30	21	17	12	14	13	16	9	6	9	9	5	5	10	5	15	8	0	7
滋賀県	19	17	18	15	13	15	17	12	6	11	10	5	1	4	8	16	3	0	7
京都府	25	20	18	15	14	17	19	12	8	15	11	11	11	11	10	9	0	0	9
大阪府	43	26	13	14	15	14	15	7	3	11	12	5	3	6	18	13	0	0	20
兵庫県	44	27	22	19	16	16	30	9	2	15	16	6	4	9	21	17	0	0	8
奈良県	40	19	21	10	8	6	17	4	3	6	6	6	4	11	2	17	4	0	7
和歌山県	31	19	22	13	16	13	26	5	8	10	11	11	16	3	4	3	0	0	7
鳥取県	20	16	14	12	14	13	14	11	7	7	10	8	8	9	10	13	2	0	3
島根県	19	17	17	16	19	18	17	7	13	17	11	8	13	12	9	4	0	0	8
岡山県	28	25	26	25	22	24	27	6	6	12	12	6	4	7	13	9	6	0	11
広島県	23	20	19	18	19	21	7	2	13	14	9	7	10	14	12	7	0	0	10
山口県	19	10	9	8	9	11	2	1	8	6	6	1	3	4	8	8	0	0	2
徳島県	24	15	14	13	13	13	13	8	6	10	10	3	3	9	6	15	5	0	8
香川県	18	18	18	15	16	16	18	5	7	5	9	6	8	7	4	3	0	0	14
愛媛県	21	20	18	15	14	15	18	4	5	11	13	7	6	9	12	7	4	0	11
高知県	35	22	24	22	15	18	20	12	8	18	17	11	8	16	12	18	5	0	11
福岡県	61	43	41	31	23	39	17	8	17	16	11	11	16	12	46	9	0	0	10
佐賀県	40	20	12	8	8	8	12	6	5	6	7	6	5	11	4	12	2	1	4
熊本県	21	17	16	12	15	13	17	13	6	12	10	6	6	8	9	16	3	0	6
鹿児島県	46	33	30	31	32	31	18	16	24	27	23	20	25	26	23	9	0	0	12
大分県	18	12	13	11	10	10	13	6	2	6	6	2	4	6	8	8	0	0	5
宮崎県	26	20	19	18	18	19	21	12	14	16	18	14	20	11	12	1	1	0	7
鹿児島県	43	31	38	31	21	30	14	16	17	21	19	15	24	11	8	4	0	0	13
沖縄県	41	36	34	9	8	9	19	6	5	6	7	11	15	5	13	1	0	0	16
合計	1,768	1,352	1,300	1,129	1,071	1,107	661	516	877	942	673	571	789	707	912	291	5	3	506
	76.5%	73.5%	63.9%	60.6%	62.6%	74.2%	37.4%	29.2%	49.6%	53.3%	38.1%	32.3%	44.6%	40.0%	51.6%	16.5%	0.3%	0.2%	28.6%

1,203
68.0%

都道府県名	問B-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)		問B-2 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)		問B-3 問C-2に対応している場合、どのような対応(複数回答)		問B-4 問C-2に対応している場合、どのような対応(複数回答)		問C-1 認定基準額を下げたか		問C-2 生活扶助の真直しに等しい影響が出ないよう対応を行っているか		問C-3 問C-2に対応している場合、どのような対応(複数回答)		問C-4 問C-2に対応している場合、経済的に困難している児童生徒に対する取組(複数回答)		
	係数を見直したか	維持	上げた	その他	生活扶助の真直しに等しい影響が出ないよう対応を行っているか	生活扶助の真直しに等しい影響が出ないよう対応を行っているか	生活扶助の真直しに等しい影響が出ないよう対応を行っているか	生活扶助の真直しに等しい影響が出ないよう対応を行っているか	生活扶助の真直しに等しい影響が出ないよう対応を行っているか	生活扶助の真直しに等しい影響が出ないよう対応を行っているか	生活扶助の真直しに等しい影響が出ないよう対応を行っているか	生活扶助の真直しに等しい影響が出ないよう対応を行っているか	生活扶助の真直しに等しい影響が出ないよう対応を行っているか	生活扶助の真直しに等しい影響が出ないよう対応を行っているか	生活扶助の真直しに等しい影響が出ないよう対応を行っているか	生活扶助の真直しに等しい影響が出ないよう対応を行っているか	
	1.32	2.11	11.13	14.20	0.81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1	2	121	11	13	14	20	0	81	0	0	0	0	0	0	0	
	132	9	2	121	11	13	14	20	0	81	0	0	0	0	0	0	
	10	1	0	10	0	1	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	20	1	0	20	0	2	4	15	0	1	0	0	0	0	0	0	
	15	1	1	15	0	4	3	2	0	7	0	0	0	0	0	0	
	4	1	18	0	4	3	2	0	7	0	0	0	0	0	0	0	
	20	1	20	0	6	4	6	0	8	0	0	0	0	0	0	0	
	17	0	0	11	6	3	2	3	0	3	0	0	0	0	0	0	
	21	4	1	18	3	0	5	12	0	1	1	0	0	0	0	0	
	13	1	0	13	0	0	1	8	0	11	0	0	0	0	0	0	
	8	1	0	8	0	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
	35	0	6	34	1	2	2	29	0	1	0	0	0	0	0	0	
	12	2	34	0	4	8	19	0	7	0	0	0	0	0	0	0	
	34	2	13	33	1	8	3	18	0	8	0	0	0	0	0	0	
	14	0	2	12	6	2	1	7	0	3	0	1	0	0	0	0	
	15	2	11	2	1	2	0	7	0	1	0	0	0	0	0	0	
	16	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	17	1	0	13	0	6	0	6	0	2	0	0	0	0	0	0	
	5	0	0	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	
	19	4	0	4	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	
	25	4	0	25	0	5	6	11	1	6	0	0	0	0	0	0	
	12	2	1	9	3	1	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	
	18	0	0	17	1	3	6	3	0	6	0	0	0	0	0	0	
	23	4	1	20	3	2	1	15	0	2	0	0	0	0	0	0	
	13	2	0	12	1	1	1	5	0	5	0	0	0	0	0	0	
	25	0	0	15	1	6	2	4	0	4	1	0	0	0	0	0	
	10	0	0	8	2	0	1	5	0	2	0	0	0	0	0	0	
	27	0	0	11	6	0	1	7	0	4	0	0	0	0	0	0	
	18	3	0	14	4	7	2	4	0	2	0	0	0	0	0	0	
	16	0	1	13	3	2	8	0	3	0	0	0	0	0	0	0	
	3	1	0	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	10	1	2	9	1	1	1	6	0	1	0	0	0	0	0	0	
	9	0	0	9	0	1	3	4	0	3	0	0	0	0	0	0	
	8	1	0	8	0	2	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	
	34	0	0	12	0	6	2	6	0	2	0	0	0	0	0	0	
	8	0	0	7	1	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	
	15	0	0	15	0	1	3	0	10	0	0	0	0	0	0	0	
	4	0	0	4	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
	6	1	0	5	1	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
	17	1	0	17	0	4	3	9	0	4	0	0	0	0	0	0	
	41	3	2	31	10	7	4	14	1	8	5	0	0	0	0	0	
	10	1	1	8	2	1	3	4	0	2	0	0	0	0	0	0	
	15	0	1	11	4	4	3	3	0	2	0	0	0	0	0	0	
	22	0	1	22	0	3	4	14	1	2	0	0	0	0	0	0	
	7	0	1	7	0	1	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	
	12	0	0	12	0	2	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5	0	3	5	0	3	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
	11	1	1	7	4	1	1	1	1	0	4	0	0	0	0	0	
	815	1	50	47	737	78	125	114	318	3	241	17	3	2	17	3	
合計	46.1%	2.8%	2.7%	41.7%	4.4%	7.1%	6.4%	18.0%	0.2%	13.6%	1.0%	0.2%	0.1%	1.0%	0.2%	0.4%	

1.117 63.2% 37 2.1% 41 2.3% 42 2.4% 5 0.3% 3 0.2%

「自由記述欄に記載のある自治体」

別紙2

生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応を直接的には行っていないと回答した自治体のうち、就学援助制度以外の、経済的に困窮している児童生徒に対する取組などの対応を実施している自治体の状況 <「アンケート調査」の回答より>

都道府県	自治体数	市町村名	スクールソーシャルワーカーの活用	スクールソーシャルワーカー以外の外部人材の活用	貧困対策に関する教職員の資質向上のための研修の実施	福祉担当部局等と連携した取組	福祉担当部局等と連携した学習支援など貧困対策事業	就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	その他
01 北海道	4	赤平市							○
		三笠市						○	
		上砂川町						○	
		月形町						○	
07 福島県	5	田村市	○						
		会津美里町	○						
		泉崎村	○		○	○			
		矢吹町	○	○		○			
		新地町	○						
08 茨城県	2	行方市				○			
		河内町						○	
13 東京都	1	中野区				○			
14 神奈川県	5	横浜市	○				○		
		相模原市							○
		小田原市		○		○			
		南足柄市							○
		松田町						○	
15 新潟県	1	出雲崎町				○			
16 富山県	1	富山市	○						
23 愛知県	1	美浜町				○			
24 三重県	1	川越町				○			
25 滋賀県	1	大津市	○				○		
26 京都府	1	京丹波町				○			
27 大阪府	5	泉大津市				○			
		高槻市						○	
		松原市			○				
		高石市				○			
		泉南市					○		
35 山口県	1	下関市	○			○			
40 福岡県	8	飯塚市					○		
		田川市	○						
		新宮町	○			○			
		粕屋町	○						
		芦屋町							○
		添田町	○						
		糸田町	○						
		大任町				○			
41 佐賀県	1	上峰町						○	
42 長崎県	4	佐世保市						○	
		平戸市				○			
		松浦市	○					○	○
		佐々町	○			○			
47 沖縄県	2	宜野湾市	○	○			○		
		宮古島市	○			○			
合計		44自治体	18	3	2	17	5	8	6

生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応を直接的には行っていないと回答した自治体において、経済的に困窮している児童生徒に対する取組などの対応を実施している自治体の状況 <「自由記述欄」より>

都道府県	特段の対応を行っていないと回答した自治体数	実質的に影響の出ないような対応等を実施している自治体		検討中やその他の取組を実施している自治体		
		生活扶助基準の見直し以前から、前年度当初の生活保護基準額に一定の係数を掛けるなど、実質的に生活扶助基準の見直しの影響への対応をしていると回答した自治体	対象者がいないと回答した自治体	現在検討中又は今後対象者が生じた場合に検討すると回答した自治体	従来から就学援助制度を充実している、あるいは就学援助単価の増額等の制度の充実を行っているとして回答した自治体	子ども医療費助成制度による支援等を行っているとして回答した自治体
01 北海道	7		占冠村 鹿追町	白老町	根室市 遠軽町 厚真町 羅臼町	
07 福島県	1					塙町
08 茨城県	1				牛久市	
11 埼玉県	1	白岡市				
14 神奈川県	4	伊勢原市	真鶴町			大和市 愛川町
15 新潟県	1		湯沢町			
21 岐阜県	4		可児市 本巣市	川辺町		郡上市
22 静岡県	1	長泉町				
23 愛知県	2		南知多町			常滑市
26 京都府	1			京田辺市		
27 大阪府	3					寝屋川市 大東市 大阪狭山市
28 兵庫県	6	神戸市 加古川市 三田市		高砂市 養父市		小野市
29 奈良県	3		明日香村	平群町	山添村	
31 鳥取県	1			智頭町		
38 愛媛県	1		鬼北町			
40 福岡県	2			川崎町 赤村		
41 佐賀県	1			玄海町		
47 沖縄県	2					与那原町 南風原町
合計	42	6	9	10	6	11
		15		27		

※自由記述の内容に基づき文部科学省が便宜的に分類したものである。